

**平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会  
第2回稲毛区役所部会議事録**

**1 日時：**平成27年6月29日（月）午後2時00分～午後4時00分

**2 場所：**稲毛区役所 3階 講堂

**3 出席者：**

**(1) 委員**

稲垣總一郎委員（部会長）、小川真実委員（副部会長）、小野寺浩一委員、  
西川明委員

**(2) 事務局**

南雲地域づくり支援室長、田中主査、福島主任主事、大厨主事

**4 議題：**

(1) 指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について

ア 千葉市稲毛区穴川コミュニティセンターについて

イ 千葉市稲毛区長沼コミュニティセンターについて

(2) 今後の予定について

(3) その他

**5 議事概要：**

(1) 指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について

ア 千葉市稲毛区穴川コミュニティセンターについて

次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、審議した。

イ 千葉市稲毛区長沼コミュニティセンターについて

次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、審議した。

(2) 今後の予定について

今後のスケジュールについて、事務局から説明した。

(3) その他

委員からの質問等を受け付けた。

**6 会議経過：**

○事務局職員 それでは、委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会、第2回稲毛区役所部会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます地域振興課地域づくり支援室主査の田中で

ございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

本日の会議でございますけれども、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について（平成22年7月16日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）に定める非公開事項に該当することから、全て非公開といたします。

また、本日は、夏季節電及び地球温暖化防止の取組みの一環として、職員は軽装とさせていただきますので、ご了承ください。

委員の皆様のご紹介ですが、お手元の資料の2、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会稲毛区役所部会委員名簿をごらんください。前回の部会から変更はございませんので、こちらの委員名簿により、ご紹介にかえさせていただきます。なお、本日町長委員からはご欠席のご連絡をいただいておりますので、報告させていただきます。

続きまして、職員をご紹介します。

地域振興課地域づくり支援室長の南雲でございます。

○事務局職員 よろしくお願いいいたします。

○事務局職員 同室主任主事の福島でございます。

○事務局職員 福島です。よろしくお願いします。

○事務局職員 同室主事の大厨でございます。

○事務局職員 よろしくお願いいいたします。

○事務局職員 以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、机上に諮問書の写しを置かせていただいております。

続きまして、ファイルですけれども、お開きいただきまして、上から順に、座席表、続きまして会議資料一覧、続きまして、次からインデックスがついておりまして、資料1が、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回稲毛区役所部会進行表、続いて資料2が、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会稲毛区役所部会委員名簿、続いて資料3が、稲毛区役所部会で審議する公の施設一覧、続いて資料4-1から4-5までは、千葉市稲毛区穴川コミュニティセンターの資料でございます。

4-1が指定管理者募集要項（案）、4-2が指定管理者管理運営の基準（案）、4-3が指定管理者指定申請書類（案）、4-4が基本協定書（案）、4-5が指定管理予定候補者選定基準（案）でございます。

続いて資料5からでございますけれども、千葉市稲毛区長沼コミュニティセンターに関するものでございまして、枝番号5-1から5-5までは、先ほどの穴川のものと同様となっております。続いて、資料6は、今後の予定について、でございます。

続きまして、参考資料です。参考資料1が、千葉市コミュニティセンター設置管理条例、同じく管理規則でございます。参考資料2が、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例でございます。続いて、参考資料3が、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について（平成22年7月16日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）でございます。参考資料4が、部会の設置について（平成24年7月24日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）でございます。

なお、参考資料1の設置管理条例につきましては、先日開催の千葉市議会定例会におきまして、条例の改正が可決されたばかりでございますので、本日は現在の条例と新旧対照

表を添付させていただいております。

以上でございます。不足等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(なし)

○事務局職員　　続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日、全委員5名のうち4名にご出席いただいております。半数以上のご出席がありますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条第7項において準用する第10条第2項に基づき、会議は成立しております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

これからの議事につきましては、進行を稲垣部会長にお願いしたいと存じます。それでは稲垣部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○部会長　　それでは、次第に従いまして、議事を進行してまいります。

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

初めに、議題1の指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、に入らせていただきます。

それではまず、募集関係書類等の概要及び審議の流れについて、事務局から説明をお願いします。

○南雲地域づくり支援室長　　それでは初めに、募集関係書類の概要につきまして、ご説明いたします。

今回指定管理者は公募となりますが、募集関係書類として、主に募集要項、管理運営の基準、それと選定基準がございます。これら各種の概要につきまして、穴川コミュニティセンターの資料を例にご説明したいと思います。

最初に、募集要項についてでございますが、初めに資料4-1、11ページからの募集要項についてご説明いたします。

この要項は、施設の設置管理条例及び管理規則の規定を踏まえ、対象施設の概要、業務の範囲、リスク分担、選定のスケジュールなど、募集の概要について示したものであり、指定管理者制度を所管しております業務改革推進課、全庁的に標準的なひな形として示しているものをもとに作成してございます。

主な項目につきまして、かいつまんでご説明申し上げます。

資料4-1の13ページをごらんいただきたいと思います。「1 指定管理者募集の趣旨」でございますが、指定管理者制度導入の概要について記されているものでございます。

次のページ、14ページをごらんいただきたいと思います。「3 公募の概要」でございますが、こちらは管理対象施設、指定期間、業務の内容、選定スケジュールについて定めたものでございまして、ごらんのとおりでございます。

次に隣の15ページをごらんください。「4 管理対象施設の概要」でございます。こちらは管理対象施設の設置目的や特徴などについて記載してございますが、特に、施設の設置目的、目指すべき方向性を示すビジョンや、施設の社会的使命や役割を示すミッションを記載してございます。

また次の16ページでございますが、指定管理者制度導入に関する市の考えとしまして、制度導入による市の狙い、またその効果を達成するために、指定管理者に期待する役割は

何か、などをあわせまして、施設の管理運営における成果指標及び数値目標を設定し、ここで明記しているものでございます。

次に隣の17ページをごらんいただきたいと思います。「5 指定管理者が行う業務の範囲」でございます。ここでは指定管理者が行うべき必須業務及び行うことができる自主事業、また再委託について定めております。具体的な業務の詳細については、後ほどご説明いたします管理運営の基準で示しておるところでございます。

次に18ページでございます。18ページの「6 市の施策等との関係」についてでございますが、公の施設の管理者である指定管理者に求める公的責任として、市の施策等について市と同様に行うべきことを記載してございます。また、おおむね年に1回程度、市の施策等についての指定管理者に対する説明会、研究会を実施する予定としており、指定管理者はこれに出席するものであるということも、ここに記載してございます。

次に19ページの「7 指定管理者の公募手続」ですが、指定管理予定候補者の募集から指定までの具体的な手続を記載してございます。

少し飛びまして、22ページでございます。22ページの「8 応募に関する事項」では、選定結果を左右する重要事項である応募資格及び失格事項、提出書類、留意事項などを定めているところでございます。

また少し飛びまして、26ページでございます。26ページの「9 経理に関する事項」でございます。指定管理者の収入等、支出に関すること、指定管理者の支払いに関することのほか、利益の還元について、記載しているものでございます。

なお市から指定管理料を支払う施設である場合には、指定管理料の基準額をここに記載し、応募者は基準額の範囲内で指定管理料を市に提示することとなります。

先ほどご説明いたしました、「8 応募に関する事項」にて定められている失格事由にあるとおり、基準額を超える提案をした場合には、形式的要件審査の時点で失格となり、提案内容審査には進むことはできません。

隣の27ページの(5)利益の還元についてでございますが、指定管理業務や自主事業の実施により利益を得た場合、その利益は指定管理者の経営努力によるものである一方、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものであると考えられることから、計画を大きく超える利益があった場合には、その一部を市民に還元することも必要となるため、お願いをしているところでございます。

次のページをめくっていただきまして、29ページをごらんいただきたいと思います。「10 審査選定」でございます。ここでは選定方法や、審査基準の概要について記載してございます。

また、次の30ページの(2)審査基準では、各審査項目及び小項目ごとの配点についても示すこととしております。

次に31ページをごらんいただきたいと思います。「11 関係法規」、「12 参考資料」、「13 その他」でございますが、これらに関しましては説明を省略させていただきます。

募集要項につきましては以上でございます。

続きまして、資料4-2、35ページでございます。管理運営の基準についてご説明をいたします。こちらは各施設の設置管理条例において定める、管理の基準及び業務の範囲、すなわち指定管理者が行うべき業務の詳細について記載し、市が指定管理者に要求する指

定管理者業務の水準を示すものでございます。

大まかに、対象施設の概要、指定管理者が行うべき必須業務、自主事業に関する事、その他留意事項などを記載してございます。

管理運営の基準につきましては、以上でございます。

続きまして、資料4-3、4-4を飛ばしまして、資料4-5、261ページからの選定基準でございます。こちらは先ほどごらんいただきました募集要項に記載している審査基準について、より詳細に定めたものとなります。

具体的には、審査の具体的な流れ、審査の方法、審査項目、採点の基準と方法、各審査項目の配点などを記載してございます。委員の皆様には10月に開催いたします部会におきまして、こちらの選定基準に示す採点基準を踏まえまして、応募者から提出された提案書の内容について、点数をつけていただくこととなります。

簡単に審査方式及び採点方法等についてご説明いたします。まず資料4-5の262ページをごらんいただきたいと思っております。

「1 審査方式」でございます。まず形式的要件審査ですが、提案書を含む応募者からの提出書類が応募資格の各要件を満たしているか、失格要件に該当するものでないかを確認し、事務局より委員の皆様へ報告いたします。

次に、提案内容審査ですが、提案書を含む、提出書類の記述内容につきまして、採点基準に基づき委員の皆様へ採点を行っていただくほか、一部の評価を必要としない審査項目につきましては、事務局で機械的に採点した上で委員の皆様へご報告いたします。

また採点された点数は、審査項目ごとに平均点を算出した後、合計して、総得点を算出し、総得点が最も高い提案を最優秀提案として選定いたします。総得点が最も高い提案が複数あるときは、各施設において、重要と認める審査項目における得点を比較し、高いものを上位といたします。なお、重要と認められる審査項目につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次にちょっと飛びまして、267ページをごらんいただきたいと思っております。採点方法についてでございます。各項目の審査採点方法のうち、まず（ア）原則でございます。こちらに記載されておりますとおり、一部の審査項目を除きまして、原則5段階評価にて採点を行っていただきます。

表の上から説明させていただきますが、まず大きな効果が見込まれる場合には、A評価といたしまして、配点に1.0を掛けた得点となります。またさらに市民サービスの向上または管理経費の縮減に一定程度の効果が見込まれる場合には、B評価の0.8を掛けた得点となります。

次に管理運営の基準等で示した水準とおりの業務が行われることが見込まれる場合には、C評価の配点に0.6を掛けた得点となります。

次に管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがあると判断される場合には、D評価の0.2を掛けた得点となります。また明らかに満たない提案がなされている場合には、E評価となり、0点となります。また過半数の委員がD評価とし、または一人以上の委員がE評価をした場合、委員の皆様において協議をしていただき、当該応募者を失格とすることが相当であるか否かを判断していただくこととなります。

次に同じく267ページの（イ）上記原則によらない審査項目についてをごらんいただ

きたいと思います。これらの項目につきましては、ただいまご説明した5段階評価によらない方法により、採点を行うこととなります。

その次、配点割合の大きい管理経費、指定管理料でございますが、それにかかる採点方法についてご説明いたします。少し飛びまして、273ページをごらんいただきたいと思います。この項目では、基礎点と加算点の合計が点数となります。まず基礎点ですが、提案額が基準額を超えない場合には、配点の60%である12点を加算いたします。次に加算点ですが、配点の残り40%の8点につきまして、基準額からの削減率を目標削減率である10%で割った値を掛け算出したものを見ます。

なお、基準額からの目標削減率とは、施設の特性等において定めるもので、必要以上に削減された提案額、つまり目標削減額を超えて削減した額の提案がなされた場合でも、この項目では先ほどご説明いたしました基礎点及び加算点で得点を出し、その提案額の妥当性については、収入支出の三つ目の妥当性の項目にて、慎重に審議していただくこととなるものでございます。

選定基準につきましては、以上でございます。

続きまして、基本協定書、指定管理者指定申請書類についてでございますが、これまでにご説明してまいりました資料のほかに、先ほど説明を飛ばしました資料のご説明をさせていただきます。

先に戻りまして、資料4-3です。63ページからの指定管理者指定申請書類でございますが、こちらは応募の際に使用する様式でございます。

続きまして、資料4-4、127ページからの基本協定書でございますが、指定管理者が行う施設の管理運営業務の詳細な事項や管理運営に附随して定めておくべき事項などについて、市と指定管理者との間で締結するものでございます。

具体的な内容につきましては、指定管理者として決定した後の協議を踏まえ、作成されることとなります。

募集関係資料の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、これからの審議の流れについてご説明させていただきます。こちらから皆様には、これより募集関係書類に関しまして、修正すべき点などがないかについてご審議をいただきます。そして皆様からいただきましたご意見を反映したものを、次期指定管理者の公募に係る募集関係書類として確定し、それをもって公募を開始する流れとなります。

なお、公募に当たりましては、先ほどご説明した資料のうち、募集要項、それと管理運営の基準、また指定管理者指定申請書類及び基本協定書を公表いたします。

選定基準につきましては、選定前に公表することで適正な選定業務に支障を及ぼすことが懸念されることから、選定が終了するまで公表はいたしません。

事務局からの説明は以上でございます。

○部会長　　ありがとうございました。今ご説明いただいたもののほかに、募集条件の説明がありますよね。

○事務局職員　　はい。

○部会長　　では続いて、募集についてお願いします。

○事務局職員　　それでは、まず穴川コミュニティセンターの募集の関係書類について、説明させていただいてよろしいでしょうか。

○部会長 はい。

○南雲地域づくり支援室長 それでは、千葉市稲毛区穴川コミュニティセンターに係る募集関係書類について、ご説明させていただきます。各書類の概要につきましては、既に冒頭でご説明させていただいておりますので、当該施設の特性を踏まえ、選定した部分を中心に説明させていただきます。

まず、募集要項についてでございます。資料4-1、募集要項の15ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、「4 管理対象施設の概要」でございます。まず、(1) 設置目的等でございますが、本施設の条例上の設置目的は、市民のコミュニティ活動のための施設として設置されております。

設置目的から導かれるビジョンですが、「コミュニティ活動を促進し、市民の連帯感を醸成することで、市民主体の住みよいまちづくりを推進すること」としております。

また、このビジョンを実現するために、ミッションは「コミュニティ活動の場を低廉な料金で安定的に供給すること」、また「地域の特性を踏まえ、コミュニティ活動の契機となる事業を企画・実施すること」、さらに「コミュニティ活動を行う上で必要とされる情報発信の場となること」の3点といたしました。

次の(2) 特徴でございますように、当施設の特徴としては、ア、コミュニティ活動の場と機会の提供をする施設であるとともに、イにありますように、情報発信、相談機能をあわせ持つ施設としてございます。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思っております。(3) 施設の概要については、ごらんのとおりです。

続きまして、同じく16ページの中段より下ですね。(4) 指定管理者制度を導入することに対する市の考え、についてでございます。説明の前に、資料の修正についてご報告させていただきます。

本項目の成果指標につきまして、先日配付させていただいた資料中では、施設稼働率を59.3%以上としてございますが、全コミュニティセンターに対しまして、「小数点第1位を四捨五入すること」という指示がございましたことから、これを59%と修正させていただきました。また、施設利用者数につきましても、先日配付させていただきました資料中では、施設利用者数を2万2千628人以上としてございますが、これも同じく市役所の市民総務課からの指示によりまして、千人未満を四捨五入し、2万3千人以上とさせていただきます。当日のご報告になってしまいまして、大変申しわけございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきたいと思っております。本施設では、制度導入により、「市民サービスの向上により、さらに多くの市民に利用してもらうという効果を見込んでおります。したがって、市としてはこの制度導入効果を達成するため、指定管理者に民間事業者としてのノウハウを活用した魅力的な事業の実施や、施設の利用促進、広報・プロモーション活動などにより施設の利用者数等を増加させることを期待」しております。

具体的な成果指標といたしましては、諸室については施設稼働率、スポーツ施設、いわゆる体育館につきましては、施設利用者数を掲げ、数値目標は過去の実績等を勘案し、諸室については、最終年度までに59%以上を達成すること、またスポーツ施設については

2万3千人以上を達成することを目標といたしました。

次に、17ページをごらんいただきたいと思います。「5 指定管理者が行う業務の施囲」でございますが、ごらんのとおりでございます。なお、詳細につきましては、資料4-2の管理運営の基準に記載してございます。

続きまして、少し飛びまして、26ページをごらんいただきたいと思います。

26ページの中ほどに、まず「9 経理に関する事項」の(1)指定管理者の収入として見込まれるもの、のイ、指定管理料でございますが、当施設の管理に係る、指定期間全体の指定管理料の基準額は、1億7千314万6千円としております。

次に、また少し飛びまして、30ページをごらんいただきたいと思います。

次期指定管理予定候補者の選定を行うに当たっての審査基準として、審査項目及び配点について、記載してございます。これらの詳細につきましては、選定基準でご説明いたします。

募集要項につきましては以上でございます。

次に、管理運営の基準でございますが、資料4-2、管理運営の基準について、ご説明いたします。40ページをごらんいただきたいと思います。

(イ)スポーツ施設の使用申請の受付等をごらんいただきたいと思います。その中の、a、スポーツ施設(体育館)の貸出方法に記載のとおり、千葉市コミュニティセンター設置管理条例の改正により、千葉市全体で次期指定管理者から体育館の専用使用、いわゆる面貸しを設定することが可能となる予定でございます。こちらの専用使用日につきましては、各指定管理者で使用状況等を勘案しながら設定することとなっております。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと思います。(2)市からの事業実施受託業務をごらんいただきたいと思います。これまでも、市からの受託事業は、ア、コミュニティまつりの開催、イ、スポーツ施設の無料開放の2点でございましたが、今回から、ウ、絵本の読み聞かせ、おはなし会等の実施を追加いたします。こちらは、千葉市子ども読書活動推進計画に基づきまして、コミュニティセンターにおいても、子どもの読書活動を推進するために実施するものです。

続きまして、また少し飛びまして、49ページです。中ほどの(5)植栽維持管理業務、下段の(6)外構施設維持管理業務、次の50ページの中ほど以下の(7)環境衛生管理業務につきましては、前回募集要項にはなかった業務内容ですが、指定管理者の業務として必要な業務であるため、改めて明記したものでございます。

続きまして、また少し飛ばさせていただきます、57ページの下段の6の自主事業でございます。自主事業の実施に係る留意点を記載してございます。引き続き58ページをごらんいただきたいと思います。留意点について読み上げさせていただきます。

ア、コミュニティ活動のきっかけとなり得るような各種事業を計画すること。

イ、各種計画事業が特定の年代や性別に偏らないようにし、また、世代間交流を考慮した企画を実施すること。そのほか、公共性・公益性にも配慮すること。

ウ、高齢者、障害者、乳幼児連れ等の者が参加しやすい企画にすること。

エ、通常の利用者の利用の妨げにならないよう、実施施設、時間帯等に配慮すること。

オ、指定管理者は、自主事業の実施に際し、各種助成金、協賛金等を活用することができる。



力、指定管理者は、自主事業の実施のために施設を利用できる。その場合の施設利用料金は、全額を指定管理者の負担とする。

キ、自主事業の経費は、市が支払う指定管理料に含まれない。

以上でございます。

管理運営の基準につきましては以上でございます。

次に選定基準についてでございます。資料4-5、選定基準についてご説明いたします。かなり飛びますけれども、265ページをごらんいただきたいと思います。

265ページの「3 提案内容審査」についてでございます。そのうち、当施設の指定管理者選定における各審査項目及び配点は、ごらんのとおりといたしました。

指定の基準（大項目）の5及び6に関する審査項目を除く各項目は、原則として5点を配点しておりますが、重要な審査項目として位置づけ、配点を加点しているものについて、ご説明いたします。

次の266ページをごらんいただきたいと思います。

イ、審査項目の配点の考え方でございます。初めに、1（1）管理運営の基本的な考え方ですが、設置目的、ビジョン・ミッションの適正な理解に基づく施設の管理運営を行うため、重要な項目であることから10点といたしました。

次に、4の（4）施設の利用促進の方策です。これにつきましては、コミュニティ活動を促進するには、施設の利用促進を図ることが重要であることから、10点としたものでございます。

次に、4の（7）成果指標の数値目標達成の考え方でございますが、市の設定する成果指標及び数値目標をより効果的、効率的に実現するため、重要な項目であることから10点としたものでございます。

その下、4の（8）自主事業の効果的な実施についてでございますが、コミュニティ活動の契機となる事業を企画実施する重要な項目であることから、10点としたものでございます。

その下、5の（1）収入支出見積もりの妥当性ですが、施設の管理運営を適正に行っていくためには、妥当な見積もりに基づく収支計画が重要であるため、10点としたものでございます。

最後に、5の（2）管理経費、指定管理料でございますが、管理経費の縮減は市民サービスの向上と並ぶ指定管理者制度の目的の一つである一方で、過度なコスト削減による市民サービスの低下は防ぐべきであるということを踏まえまして、電子的な方針に基づく配点割合、満点の5%以上20%以下の範囲内で20点としたものでございます。

千葉県稲毛区穴川コミュニティセンターに係る募集関係書類に関する説明は、以上でございます。

○部会長　ご説明いただきましたが、ご質問とご意見等があれば。

○委員　言葉の点で幾つか確認しておきたいのですが、まず15ページ、管理対象施設の概要で、設置目的に照らしたビジョンがあって、ミッションがあるというご説明を伺いました。それを見ますと、この管理対象施設の特徴は、市民のコミュニティ活動のための施設という位置づけですよね。コミュニティ活動だから、連帯感を醸成すること、世代間交流を高めること、というような趣旨だと思うんですが、そもそも地方自治法を見ると、住

民の福祉という言葉があります。15ページには書いてないですけども。大前提として、地方自治法が言っている住民の福祉という考え方はある、という理解でいいんですか。

○委員 地方自治法ですね、住民に関係があるのは。

○委員 何が言いたいかというと、ここでのコミュニティ活動ができるのは、割と元気な人たちじゃないですか。福祉という部分でいうと、そういうサークルつくりに入っただけでこられない方もいますよね。

だから、そういう人たちに対する啓蒙、健康教育活動というものが、設置目的のところに記載がないんですけども、そもそも地方自治法がそういう考え方をとっているから、それは大前提なんだという理解でいいのですか。

○事務局職員 地方自治法に基づいた基準ですから、その辺は肯定されているということによろしいかと思います。

○委員 はい、わかりました。コミュニティセンターを利用されている方とか、委員の皆さんとかのお話を聞いていると、まちが変化しているというのがわかってきて、どうもサークルで現役で活動していた人たちが高齢化してしまって、サークル自体の取りまとめとかができないところもあるという話を聞いているんです。

そういったところまでケアするのかという話で、指定管理者に求めていいのかどうか、ということを確認したかったんです。

○事務局職員 福祉の観点については、この募集要項の中には記載していませんけれども、その辺のところは、高齢化社会で考慮していかなければならないということがあります。

○委員 続いてよろしいですか。16ページの指定管理者制度の導入に関する市の考え方で、成果指標と数値目標と入れているじゃないですか。これ、未達成の場合には、何かペナルティがあるんですか。

○事務局職員 先日、第1回の稲毛区役所部会で、皆様に年度評価をしていただきましたが、あの評価において、点数が下がってくるということになります。

○委員 それだけですか。

○事務局職員 はい。特に現状で何かペナルティとかそういったものを設定するというものではありません。

○委員 委託費の返還ですとか、そういう話はないのですか。

○事務局職員 はい。

○委員 あと、この施設稼働率59%という数値目標の積算基準が、よく理解できなかったもので、もう説明していただいてもいいですか。

○事務局職員 かしこまりました。ご説明させていただきます。

穴川コミュニティセンターでは59%という数字を設定させていただいたんですけども、まず根拠となっているものが、24年度、25年度、26年度の稼働率です。ご説明させていただきますと、平成24年度の稼働率が51.0%、平成25年度が51.4%、平成26年度が53.3%でございます。26年度までの2か年の稼働率の伸びが2.3%となっておりますので、その平均の数字が1.15%になるんですけども、その小数点第1位を四捨五入いたしまして、1年当たりの稼働率の増加を1%と設定いたしました。

これで28年、29年、30、31、32年と5年間、毎年1%ずつ稼働率が延びてい

くというふうに推定いたしますと、59%となるという設定をさせていただいております。

○委員 その積算の前提として、マーケティングエリアを考えていますか。

○事務局職員 いや、地域の特性というもののまでは。

○委員 死亡率と高齢化率ですかね。今ですら、割と優秀な指定管理者さんだと思うんですけども、横ばいの状況じゃないですか。それで、平成23年9万千人、利用者合計で12万788人。利用者人数がこういう状況ですよ。ここから、新しくコミュニティセンターを利用する人たちが伸びていくという動きがある前提で、59%まで右肩上がりになる、ということをお求めですか。

○事務局職員 これまでの過去2か年において、1%ずつの伸びを達成していくというポテンシャルがあるということで、今回5年間については、1%伸びるであろうという目標設定です。地域の特性を加味しない希望的観測と言われてしまうと、おっしゃるとおりの部分もあるかもしれないですけども。

○委員 余り実効性はないですよ、そうすると。指定管理者に対して、何か民間の創意工夫を引き出すような仕組みになっているのかな。数値目標を置きました、で、達成できなかった時の罰則は、単に年度評価で、委託期間の年度評価がちょっと悪くなるだけ、で上がるのかな。モチベーションが。

これを達成したらボーナスが出るとか、罰則を指定管理料の一部返金にするとか。これは制度設計だと思うんですけども。どうもこれだけだと希望的観測と罰則のない数値目標だから、余り実効性があるように思わないんですけども、もうちょっとここは工夫の余地がないかな。

○事務局職員 ペナルティではないですけども、この数値目標をもとに、指定管理料が決定されてまいりますので、例えば毎年稼働率が上がってくるとなりますと、諸室の利用料が毎年ふえるという計算になってまいります。従って、指定管理者のほうで諸室の利用料がふえるという計算をしている以上は、逆に言うと、我々から払う指定管理料は下がっていくということになります。

つまり、コミュニティセンターの指定管理者が頑張るとして諸室の稼働率を上げます、私たちの収入は毎年1%ずつ利用者が伸びるに従ってふえていきますよという計算を立てると、じゃあ今年の指定管理料は差し引き幾らくださいとなりまして、じゃあ市は今年これだけ払いますよという計算になってまいります。そういう意味では、立てられない目標を立ててしまうと、指定管理者に入る諸室利用料が予定より減ってしまうので、首が絞まっていくといいますか、赤字になってしまうということになると。

そういう意味で、実効性といわれますと、そのあたりを想定しているということになります。

○委員 利用が増えるということは、穴川コミュニティセンターというエリアの中で、掘り下げられていない、未開のところもあるという理解を前提としている。

○事務局職員 そうですね。実際には利用者数というのは、もちろん稲毛区民全体の16万という数字に対して、これくらいの数であるので、より稲毛区民の方に使っただけのような施策をやっていただいて、増やしてもらいたいというお願いといいますか、目標でございます。

○委員 今までの指定管理者に対する市の評価は、やったことの評価だと思うんですけど

ど、そこから、今回の成果の置き方というのは、何かちょっと。この制度設計だと、努力が足りんぞ、まだまだできるだろう、という位置づけになってしまうと思うんだけど。目標に、ちょっと無理がありそうな気がするんですが。

○事務局職員　　そうですか。

○委員　　だって前のデータで、稼働率が60%を超えていた、というのがあったでしょう。あれちょっとルールが違ったというだけの話じゃないですか。

○事務局職員　　あの時期は貸出料が無料だったということですね。

○委員　　そこまでいけるんですかね。それに迫るまで。

○事務局職員　　頑張ってくれということです。あと現実問題といたしまして、指定管理者制度を導入して、社会的な使命というところもあるんですけども、市の管理費といいますか、コストの縮減というところも狙いとしてございますので、やはりある程度の伸びを見込んで、指定管理料は少しずつでも減っていくといいますか、そういう方法で算定しているものでございます。

○委員　　それはわかるんですけども。わかりました。

すみません、続けて質問です。18、19ページに市の施策等との関係とあるんですが、これは具体的にどういったことを年1回説明するんでしょう。

○事務局職員　　研修会については、稲毛区ではなくて、市の業務改革推進課というところで、指定管理者全体に対して研修をやるということを予定しております。その研修の中身までは、現在は未定でございます。

なので、じゃあ具体的にどういう施策を理解させるのかですとか、こういう業務を協力しなさいという、詳しいところまでは、まだ現状では決まっていないという状況です。

○委員　　はい、わかりました。続けて26ページですが、指定管理料の基準額ですけど、経理に関するところで、この1億7千300万というのは、これは開示しちゃって大丈夫ですか。

○事務局職員　　はい、これは開示いたします。

○委員　　わかりました。あと、27ページの還元額、これは統一ルールにしたんですか。

○事務局職員　　はい、統一でやっております。

○委員　　これまでは、指定管理者によって違っていましたよね。いろんな還元の仕方があった。

○事務局職員　　はい。

○委員　　毎年出てくる評価シートで、お金の流れが見えるでしょう、大体。それで、指定管理委託料収入、利用料金収入、自主事業収入があって、総収入があると。それに対する指定管理事業の支出、自主事業の支出があって、収支差額が出てきて、プラスになれば、還元が発生する、と。

○事務局職員　　10%を超えれば、ですね。

○委員　　10%を超えればという前提なんですか。

○事務局職員　　はい。

○委員　　総収入額の10%。

○事務局職員　　はい。

○委員　　このルールというのは、厳しめなんですかね。

○事務局職員 利益が大きく出るということは、逆に言うとコミュニティセンターの指定管理者の収支の読みが甘いということになります。指定管理者が予算として組んだ、利用料金収入から差し引いた額を指定管理料として支払っておりますので、収入差額で黒字が大きく出るということは、本来支払わなくて良かった指定管理料を余分に支払っている、ということになります。収入のオーバー、10%以上の還元が出ないような、収支予算を組んでくれるのが本当はベストだと思っております。我々としては。

○委員 こういう場合は、公会計中に出てくるような話なんですけど、アウトプットに対する効率性を求めるのか、それとも目的を達成するというアートなものを求めるとか考えられるのですが、どこに軸足を置くんですか。

○事務局職員 ここの還元額というところからだけ見ますと、収入と支出のバランスというところで、実際に何をしましたというところは、自主事業が、この算定式の中に入っていますので、そこの部分を見ているということにはなると思うんですけども、やはり一義的には剰余金の取り扱いという位置づけになりますので、収入と支出というものをきちんと精査してくださいよという話です。オーバーした部分は、市に現金で返してもらいますからねという。

○委員 管理経費の節減とかの話につながらないですか。だから、そもそも還元が出ないようであってほしいということは、ぎりぎりまで、住民サービスに使えということを求めているんだけど、実際には本社費とかで吸い上げられる場合もありますよね。

○事務局職員 はい。

○委員 あとは必要な設備更新をおくらせる場合もあるよね。

○事務局職員 はい。

○委員 ただ、そういうところから切り込んでいけというのとも違う気がする。

我々は選定評価をやるけれど、このルールのもとで、経済的なところに、資源のインプットのほうに着目すべきなのか、それともコミュニティセンターの目的の達成度を見るのか。費用対効果の話だけじゃなくて、目的の有効性まで見るわけですか。

○事務局職員 目的の達成度で見ていただければと思います。

○委員 そもそも指定管理者といっても、必ずしも公の使命を持ってやっているとは限らない。やりたいようにされてしまった部分もあるでしょう。

○事務局職員 はい。

○委員 そういうことがわかっているのかというのが、私がずっと言っていることの趣旨なんです。

○事務局職員 はい。

○委員 続いて、審査基準の30ページなんですけど、このつくり方なんですけれども、すぐれた業者とそうでない業者を徹底的に差別するという前提になっているのか、そこそこの点数をとらせといて、僅差で決着がつくようになるように考えているか、どちらですか。

例えば、審査基準の4番目の「施設の効用を最大限発揮するものであること」の中で、開館時間、休館日の考え方って項目がありますね。これは、コミュニティセンターごとに違っていいの。全市的なものでしょう。

○事務局職員 そうですね。はい。

○委員 であれば、これは市の基準でやってもらって当たり前の話だから、わざわざ点数をやる必要はない。

あと、清掃とか警備とかというのは当たり前の話であって、法律で定められている検査・警備とか施設管理というのは当たり前の話で、そこに点数を割くのはどうなのか。1つでもやらなければ失格、というような考え方でもいいのではないかと思うんだけど。

○事務局職員 先ほどご説明しましたとおり、20点の管理経費の部分でも、1億7千300万円という基準をクリアすれば、12点入りますよという仕組みになっているということも踏まえたと、市の想定といたしましては、ある程度の配点は取らせた上で、その後、加点の上下で決するところを想定しているということでもあります。その分、私たちはここを頑張りましたということは、点数として出てくると。

○委員 まちづくりのコミュニティづくりなど、目的があって指定管理者を選ぶときに、少なくとも、指定管理ビジネスに手を染めて、補助金などの名目で多額の本社費を出すようなところを除きたいというのだったら、市内産業の振興とか、市内業者の育成とか、そういうところの配点が厚いほうがいいと思うんです。

○事務局職員 選考の資料の中に収支予算書が入ってまいりますので、そのあたりを確認をさせていただいて、どこかで収入、支出見積もりの妥当性ですとか、そういったようなところで、反映させていただくということは可能かなとは思いますが。そのあたりの配点が少な過ぎるという意味ですか。

○委員 施設の管理を安定して行う能力については、一つ、二つでも実績があれば、そんなに顕著に差がつくとは考えにくいですよ。あとはしかも、法定の検査とか、そういう決まったものをやっけていかなきゃいけないので。

あと施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないとか、関係法令等遵守、これはやってもらって当たり前でしょう。ここで点数をとらせる必要性はないと思うんだけどね。

○事務局職員 仮にここで0点、皆さんがE評価となれば、それだけをもって失格になりますよというようなこともあります。

○委員 そんなこと、やりませんと書くわけがないでしょう。

○事務局職員 そうですね。失礼しました。

○委員 それは前の選定のときにも問題になっていた話で、だからあの当時今の会長である横山さんが、常任委員を集めて、そういうところを意見交換しようねと言って、評価委員会が終わった後にもう1個会議が増えたんですよ。

そういった取組みが反映されていないじゃないですか。また同じことをやろうとしているわけだよね。そういうことがあったんですよ。

○事務局職員 すみません、ありがとうございます。

○委員 一応そこを押さえただけだと思います。

あと4-3の指定管理者の指定申請書類なんですが、今、長沼をやっているFun Space・オーチャー共同事業体さんがあるじゃないですか。あそこは勘定科目内訳書まで出してくれているんですが、それは次にももう入ってくるという理解でいいのですか。

○事務局職員 はい、入ってくる予定です。

○委員 委員、それでいいですか。

○委員 もらった方がいいですね。これを見ると入っているように見えません。

- 委員 入っていないですか。
- 委員 勘定科目内訳明細書は入っていないですね。
- 事務局職員 すみません、そうですね。
- 委員 この2の(6)の附属明細書を作成する際に、先方が勘違いしてか、サービスかであつてきたんじゃないかなと思います。これを見る限りは、要求されていないんじゃないかと。
- 委員 委員のときにこれは要求して、出させるようになったんですか。
- 事務局職員 (6)ですね。附属明細書でございます。
- 委員 勘定科目内訳明細書、あれはあったほうがいい。
- 事務局職員 稲毛区役所部会からの要求に対して、Fun Space・オーチャー共同事業体さんに出していただいているのは、我々はここまで出しますよ、という企業の立ち方といいますか、姿勢として出していただいているものでございますので、現状は要求以上に提出していただいている状況でございます。それを義務付けるというところまではちょっと……。
- 委員 じゃあこの Fun Space・オーチャー共同事業体は、勘定科目内訳書までプラスで出しているから、それは加点要素というふうに考えていいのですか。
- 事務局職員 情報開示という意味では、公表はしていません。
- 委員 いや、さっきの審査基準のところですけど、団体の経営及び財務状況のところを最高点をつけようとするれば、情報開示のセキュリティぎりぎりのところなんでしょう。ここに反映できそうな気がするけれども。もしできるとすれば、よりわかりやすいし。
- 委員 何ページですか。
- 委員 さっきの30ページです。
- 事務局職員 30ページの(2)団体の経営及び財務状況でございますね。これはあくまで経営及び財務状況でございますので、金銭的に倒産のおそれがないですとか、そういったところだけを見ますので、資料の開示状況というのはまた別になるかと思えます。逆に資料をたくさん開示してくれたので、より詳しく中がわかるので、より財務状況、経営について、健全だということがわかりましたよということであれば、もちろん加点になると思うんですけども。
- 委員 そもそもこれだけの書類で公認会計士の先生に意見を求めるほうが筋違いなんですよ。監査したわけじゃないんだから。監査と同等の意見を求めることが、そもそもおかしいんです。だって、公認会計士監査を受けてあるところばかりじゃないじゃない。会社法監査でしょう、内部監査でしょう。
- 委員 監査があればいいほうで、ない会社だって今どきありますから。
- 委員 そう。それでこの書類が正しいとすれば、という、提出された書類に偽り等がないという前提で毎回意見を言っているんですよ。そうせざるを得ないわけです。
- 委員 会計士も、それを枕言葉として必ず使いますね。
- 事務局職員 提出された書類が正しいことを前提にお話しますよという。
- 委員 その辺は、そもそも本当に、その書類が正しいかどうかというところまでは、僕らは分からないですよ。
- 委員 それは要求されていないところですね。

○委員　じゃあ最後に確認させてほしいのですが、279ページ、選定基準審査項目の設定について。業務改革推進課のひな型との対比でまとめられているんですが、点数が140点から160点に総点が上がっていますね。それで、伸びているところは「4 施設の効用を最大限に発揮するものであること」の項目。

○事務局職員　はい。

○委員　あと、「1 市民の平等な利用を確保するものであること」ですか。

○事務局職員　はい。やはり社会的な使命といいますか、お金の問題も大事なんですけど、コミュニティセンターとしてやっていただいたことがあるという部分で、統一でこのような配点としております。

○委員　わかりました。結局、どういうまちづくりやコミュニティづくりを考えていて、どういう指定管理者を選んでいきたいのかという話ですよ。

○委員　さっきの、例えば福祉の向上という観点もですが、どういうふうに具体的に実現させていくのか、わからないですよ。

○委員　美浜区の話なんですけど、周知の強化はしているんだけど、オレオレ詐欺の被害者が5件出ているんですよ。「自分に関係ない」と思っているけど、実際に被害が出ている。そういうところは二重、三重にケアする必要があると思うんですよ。

だから、そういう社会状況を考えると、コミュニティセンターの果たす役割というものがあるって、社会教育の事業をやった場合は評価するとか。そういうまちづくりにかかわりたいというところは、視点として見逃せないかなど。

○委員　オレオレ詐欺防止の講習をするから、と声をかけたって、なかなかこないじゃないですか。そういう人たちに向かってどう発信するか。

○委員　来た人たちに口コミで伝えてもらうというのも限界がありますよね。行政でやっているから、コミュニティセンターはもう関係ないよというスタンスだとどうしようもないけれども。行政だけでやっても、手は足りないんだから、指定管理者の自主事業の中で、どう考えるかという。あとは社協と連携してやっていくということが大切だと思います。

○委員　待っていたらだめなんですよ。

○委員　コミュニティまつりの中でも、1カ所そういうブースを設けるとか。

○委員　自主事業のほうでやってもらうとか。

○委員　あとは市からの委託事業でやるか。自主事業はあくまでも指定管理者が企画するもので、だから指定管理者のセンスの問題ですよ。

○委員　それを明確に言ってあげなかったら、わからないですよ。

○委員　そもそも指定管理者制度を市が説明するにあたって、「こういう趣旨なんですよ」という部分を、「公の施設の役割」とは何ぞやというものを、丁寧に話す必要があると思うんです。

○委員　話しはそこなんですよ。明記すればいい、というものでもないんでしょうか。

○委員　指定管理者に民間事業者を参入させました、それでやっていることを見たら、一見単にサークルに対する貸部屋事業というふうに捉えがちなので。

○委員　自主的にやりたいことをやっちゃだめとか。

○委員　本当はそうじゃないんですよ。そこがなかなかイメージを共有できていない。



新規参入を考える団体に対してもそうですね。そもそもこの指定管理者の新陳代謝の部分  
がどうなのか、というのがあります。

○委員 経験したところの実績を評価する、というふうにしちゃうと未経験者の参入を  
阻んでしまう。

○委員 実績も評価に入っているんですよね。同種の施設の管理実績。

○委員 実績は、マイナスはしてもいいけど、プラスするのはおかしいだろうと思うん  
ですね。悪いことをやったら減点でいいんだけど。

○委員 そのあたりは市の考え方ですね。

○部会長 このあたりで、一応意見としてまとめます。

地方自治法上の「住民の福祉」という言葉を踏まえ、管理運営の前提として指定管理者  
には意識してもらいたい、というのが、これが1つ目の意見です。それから、成果指標、  
数値目標の設定を今後、地域の特性、人口比率、高齢化率などを踏まえて考慮してもらい  
たい、というのが2つ目。どういうふうに考慮するかということについては。

○委員 数値目標の置き方に疑問を呈しただけなので。これは、市に対する意見ですね。

○部会長 3つ目として、関係法令の遵守に関する意見がありましたが、関係法令遵守  
は、当然守るべきものであるので、配点基準に入れるかどうかは考慮してもらいたい。要  
するに、むしろ失格要件にすべきであって、点数にするべきじゃないんじゃないかという  
ことですね。簡単に言うと。

○委員 私個人の意見としてさっき言ったのですが、過去の実績を加点するのは、おか  
しいんじゃないかと。減点してもいいんだけど。悪いことなら減点してもいいんだけど、  
ちゃんとやったというだけでプラスになるのは新規参入の妨げになるんじゃないかなど。  
私個人の意見をつけ加えていただければと思います。

○委員 この制度は、ペーパーワークがうまいと、実績があれば結構点数が出てしまう  
ところですね。今の意見を反映するのは、僕は異論はございません。

○委員 そこまではいいでしょうか。あと、ご存じのように会計関係、書類の提出につ  
いて意見が出ました。

○委員 本当のもの、正しいものが提出されているかわからないということは、まずは  
頭に入れておくべきだと思うんです。

○委員 そもそも、出した書類が正しいかどうか分からない、と。

○委員 前から言われている勘定内訳明細を出す、出さないの話もあります。

○委員 これは、実際に出してくれているところがあるし。

○委員 意見として入れたらまずいですか。

○事務局職員 意見として承ります。

○委員 勘定科目内訳明細も、審査の必要書類に入れてほしいです。

○委員 書類審査ね。向こうの気持ちじゃなくて、必要、提出義務にしてほしいと。

○委員 はい。

○委員 税務署には出している書類ですけど。

○委員 今まで提出義務にしていなかったのはわかります。今はだから、書類の真偽と  
かそういう意味で。

○部会長 では、4つ目の意見として、計算書類等は正しいものが提出されているか疑

間なので、確認方法を検討してもらいたい。5つ目として、勘定科目内訳明細書を提出すべきしてもらいたい。そういうことでいいですか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。では、これを意見とします。言葉の修正とかは私と事務局にお任せいただくということでよろしいですか。

(異議なし)

○部会長 それでは、次に、千葉市稲毛区長沼コミュニティセンターについての説明をお願いいたします。

○南雲地域づくり支援室長 それでは、千葉市稲毛区長沼コミュニティセンターにかかる募集関係書類について、ご説明いたします。

まず、募集要項についてでございます。資料5-1、「募集要項」でございますけれども、285ページをごらんいただきたいと思えます。

4の管理対象施設の概要の(1)設置目的等、その下の(2)特徴につきましては、先ほどご説明させていただきました穴川コミュニティセンターと同様とさせていただいております。

続きまして、次の286ページをごらんいただきたいと思えます。

(3)施設の概要につきましては、ごらんのとおりでございます。

次に、その下、(4)でございます。指定管理者制度を導入することに対する市の考え方についてですが、こちらにつきましても、説明の前に資料の修正についてご報告させていただきます。

本項目の成果指標につきましては、先日、配付させていただきました資料中では、施設稼働率を37.9%以上としておりましたが、小数点第一位を四捨五入し38%と修正させていただきました。

また、施設利用者数につきましても、先日配付させていただきました資料中では、施設利用者数を1万5千693人以上としておりましたが、千人未満を四捨五入し、1万6千人以上とさせていただいております。こちらにつきましても、当日のご報告になってしまいましたこと、大変申しわけございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

具体的な成果指標といたしまして、諸室については、施設稼働率、スポーツ施設、いわゆる体育館につきましては、施設利用者数を掲げ、数値目標は過去の実績等を勘案し、諸室につきましては最終年度までに38%以上を達成すること、またスポーツ施設につきましては1万6千人以上を達成することを目標としております。

次に、287ページの5の、指定管理者が行う業務の範囲につきましては、ごらんのとおりでございます。なお、詳細につきましては、資料5-2の管理運営の基準に記載してございます。

続きまして、少し飛びまして296ページをごらんいただきたいと思えます。

中ほどの、9 経理に関する事項の(1)指定管理者の収入として見込まれるもののイ、指定管理料でございますが、当施設の管理にかかる、指定期間全体の指定管理料の基準額は、2億3千883万5千円としてございます。

次に、少しまた飛ばさせていただきます。300ページをごらんいただきたいと思

ます。

次期指定管理予定候補者の選定を行うに当たっての審査基準として、審査項目及び配点について記載してございます。なお、内容につきましては、先ほどご説明させていただきました穴川コミュニティセンターと同様となっているものでございます。

募集要項につきましては以上でございます。

続きまして、資料５－２、管理運営の基準についてご説明いたします。３０５ページでございます。

これにつきまして、スポーツ施設の面貸し、市からの事業実施受託業務における絵本の読み聞かせ、おはなし会等の実施の追加、（５）植栽維持管理業務、（６）外構施設維持管理業務、（７）環境衛生管理業務の追加につきましては、先ほどの穴川コミュニティセンターと同様となっているものでございます。

３２１ページをごらんいただきたいと思っております。（８）駐車（駐輪）場管理業務を、長沼コミュニティセンターのみに追加してございます。先ほどご説明いたしました穴川コミュニティセンターにおきましては、駐車場、駐輪場が区役所の管理業務に含まれておりますので、業務としなかったものでございますが、長沼コミュニティセンターにつきましては、独自の駐車場、駐輪場がございますので、追加したものでございます。

続きまして、また少し飛ばさせていただきます。３２８ページの「６ 自主事業」でございます。自主事業の実施に係る留意点は、穴川コミュニティセンターと同様となっております。

管理運営の基準につきましては以上でございます。

続きまして、選定基準でございます。次に資料５－５について、説明させていただきます。資料５－５、５３１ページでございますが、また少し飛ばさせていただきます。５３５ページをごらんいただきたいと思っております。

３、提案内容審査についてでございますが、そのうち、当施設の指定管理者選定における各審査項目及び配点は、ごらんとおりとさせていただいてございます。

指定の基準（大項目）の５及び６に関する審査項目を除く各項目は原則として５点を配点しておりますが、重要な審査項目として位置づけ、配点を加点しているものについて、ご説明させていただきます。

次のページ、５３６ページをごらんいただきたいと思っております。この審査項目の配点の考え方でございます。

はじめに、１（１）管理運営の基本的な考え方でございますが、設置目的、ビジョン・ミッションの適正な理解に基づく施設の管理運営を行うため、重要な項目であることから１０点としていただいているものでございます。

その下、４（４）施設の利用促進の方策でございますが、これもコミュニティ活動を促進するには、施設の利用促進を図ることが重要であることから、１０点としたものでございます。

その下、４（７）成果指標の数値目標達成の考え方でございますが、これも市の設定する成果指標及び数値目標を、より効果的、効率的に実現するため重要な項目であることから、１０点としたものでございます。

その下、４（８）自主事業の効果的な実施でございます。コミュニティ活動の契機とな

る事業を企画、実施する重要な項目であることから10点としたものでございます。

その下、5(1)収入支出見積りの妥当性でございます。施設の管理運営を適正に行っていくためには、妥当な見積りに基づく収支計画が重要であることから、10点としたものでございます。

その下、最後、5(2)管理経費(指定管理料)でございますけれども、管理経費の縮減は、市民サービスの向上と並ぶ指定管理者制度の目的の一つである一方で、過度なコスト削減による市民サービスの低下を防ぐべきであることを踏まえまして、全市的な方針に基づく配点割合、満点の5%以上20%以下の範囲内で20点としたものでございます。

千葉市稲毛区長沼コミュニティセンターにかかる募集関係書類に関する説明は以上となっております。よろしくお願いたします。

○部会長 今の説明に対して、ご質問はございますか。

なければ続けてよろしいですか。指定管理者選定に関する募集条件や審査基準等について意見をまとめるということでもいいでしょうか。

○事務局職員 はい。長沼コミュニティセンターに関するものについて、ここで審査基準に関するご質問を含めたご意見をいただきたいと思います。

○委員 穴川コミュニティセンターとほとんど同じですね。聞くと。

○委員 同じですね。ただ、数値目標の38%これはかなり高くなっている。市としては、これは委託料の低減につながるから高くしたいんでしょうけど。

○事務局職員 一応、長沼につきましても、過去の算定をいたしまして、諸室につきましては、平成24年度が29.7%、25年度が29.5%、26年度が31.9%ということで、2年間を通した伸び率が2.2%ということで、1年当たり1%の増加と見込んでいるところでございます。

○委員 いけるかな。

○事務局職員 目標として、頑張ってもらいたいと考えております。

○委員 稼働率、他の区のコミュニティセンターはどうなんでしょうか、大体。

○事務局職員 他の区のコミュニティセンターも、同じくらいの伸び率を設定しているというところでございます。

○委員 具体的な数値は。

○事務局職員 ちょっと時間をいただければ持ってまいります。

○委員 大体でいいです。

○事務局職員 0.5%ですとか、1%とか、そのあたりでございます。

○委員 次の5年くらいはいいけど、その先の人口の構成の推移で、1%で伸びるといのは成り立たなくなってくるとは思うんですけど。今はいいけど。

○委員 目標ということですね。

○委員 一応、政策目標なんですよ、ある意味。

○事務局職員 そうですね。そういう部分ではございます。

○委員 そもそも聞き忘れていたんだけど、これから5年間の間に、利用料金を値上げするという可能性はあるの。

○事務局職員 ございます。消費税の増税等があれば、上がる可能性はあります。

○委員 ああ、それで目標を毎年1%に上げちゃって大丈夫ですか。利用料金が上がる

のに、稼働率も右肩上がりというふうに予測しちゃって大丈夫かなど。

○事務局職員 確かに、消費税の増税等の影響等で、この利用料金の収支等の利用料金を上げるということはあるかもしれませんが、何分にも、ここには政策的なことが絡んでおります。

コミュニティセンターの利用料金、ほかにも、ゴミ袋についても、前はつけていなかった使用料、その分の料金を上げているとか、そういうのはありますから。消費税が上がったことに対する対応は非常に政策的な判断が入ってくると思いますので、これについては、必ず上がってくるというような判断は、この場ではできないと思います。

○委員 あと気になったのは、今回の基準とは関係ないかもしれないんですけども、23年度から有料にしたじゃないですか。すると、その前後で、客が減ったりふえたり、その関係はどうなっているのかなというのを知りたいんです。

○事務局職員 はい。減っています。

○委員 有料になって、5年か6年たつんですよね。その前、最初、ショックで減って、その後、なれてふえてきたのか。どれだけなのかなと思って。

○事務局職員 単純な比較になってしまうんですけども、お待ちください。長沼コミュニティセンターについて、例でよろしいですか。

○委員 どこでもいいですけど。

○事務局職員 長沼コミュニティセンターの例で申し上げますと、例えば諸室の稼働率が、平成22年度、これは無料だったときにつきましては、42.2%、諸室の利用ですね。現在は、先ほど申し上げたように、26年度は31.9%というところがございます。

○委員 有料になったことによって、がくんと下がったことは間違いはないですね。

○事務局職員 はい。それが要因かどうかというのは、分析まではしていませんが。

○委員 はっきりしないけど、一応、その時期に下がっていると。

○事務局職員 はい。ただ、その次の年、当然この年で、次の23年度は東日本大震災があった影響もありまして、がくんと落ちているんですけども、その後、24年度、25年度と徐々にではありますが上がってはきています。利用率はですね。

ですので、利用者の方々も、コミュニティセンターを借りるのに料金が要るんだということが周知されてきたという形ではあると思います。

ですから、無料のときまでには、まだ回復してはございませんけれども、徐々に利用率は上がってきているというところではあります。

○委員 何でも、上げた直後は減りますよね。なれるまで、消費税でも。そのパターンがもう5年たって終わっているのではないかと。ということであれば、この勢いで上がるというのはないんじゃないかと思いますが。

○事務局職員 確かに、なかなか難しいかなというところはありますけど。

○部会長 では、先ほどと同じ意見ということで、この点はよろしいですね。

(異議なし)

○委員 追加で、穴川コミュニティセンター、長沼コミュニティセンターの両方にかかる話なんですけど、329ページにあるモニタリングのところなんです。区役所間でのモニタリングの差が激しいので、その水準をならしていただけると幸いです。方法についてはいろいろな検討の余地があると思うんですけど、この、市によるモニタリング能力を高め

ていくという措置は講じておいてほしいなと思います。

○委員 同じさじ加減でやらないと差がついちゃいますね。

○部会長 では、さっきの統一の意見として、最後に、区役所間でのモニタリングの差が大きいので、市によるモニタリング能力の向上を図りたいと、これをつけて。ご意見、二つの共通意見ということにします。ありがとうございました。

以上で、指定管理選定に係る募集条件、審査基準に関する事項についての審議は終了いたします。

次に、議題2の今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局職員 ありがとうございます。

それでは、資料6をごらんいただきたいと思います。

それでは、今後の予定についてご説明をさせていただきます。

次期指定管理予定候補者選定の流れについてでございますが、本日ご審議いただきました募集条件、審査基準等につきましては、委員の皆様からのご意見を勘案した上で、7月27日月曜日から公表いたしまして、指定管理予定候補者の募集を開始いたします。

応募者につきましては、10月5日月曜日に予定しております第3回稲毛区役所部会におきまして、委員の皆様へ審査、選定をしていただきます。

なお、応募者多数の場合は、10月28日水曜日を審査予備日とさせていただいております。選定していただいた結果につきましては、稲垣部会長から選定評価委員会の横山会長へご報告いただきまして、その後、横山会長から市長宛てに委員会の意見として答申をしていただきます。その答申をもとに、指定管理予定候補者を決定いたしまして、仮協定を締結した後、12月に開催予定の平成27年第4回千葉市議会定例会に、指定管理者の指定にかかる議案を提出いたします。議決をいただきましたら、基本協定を締結いたしまして、平成28年4月から管理を開始することとなります。

また、部会の会議録及び委員会会長からの答申につきましては、市ホームページにて公表することとなります。

会議録につきましては、後日、委員の皆様にご確認をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

なお、次回の部会につきましてはですけれども、この後、マイナンバー制の制度発足に係る事務処理等で、この会議室を利用することができなくなる関係がございまして、次回以降の会場は、ここの消防署、コミュニティセンターを挟んで隣にあります稲毛保健福祉センターの建物の3階大会議室で実施をする予定でございます。詳細につきましては、後日改めて事務局からご連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○部会長 ありがとうございました。

何か、質問はないでしょうか。

(なし)

○部会長 それでは、最後に議題3のその他ですが、委員の皆様から何か質問、御意見がありましたら。

(なし)

○部会長 それでは本日の議題は全て終了しました。ありがとうございました。それで

は、事務局にお返しします。

○事務局職員 ありがとうございます。

本日は、慎重なご審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会、第2回稲毛区役所部会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中、ありがとうございました。